

財政状況等一覧表 (平成21年度決算)

団体名 群馬県 東吾妻町

(単位:百万円)

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,329	2,685	375	5,388

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	格會計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	9,965	9,413	552	512	342	10,577	
地域開発事業特別会計	52	51	1	0	43	437	
一般会計等	9,980	9,428	552	513		11,014	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金余額／不 足額(実質収支)	格會計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計(事業勘定)	1,908	1,811	97	96	70	—	—	
国民健康保険特別会計(施設勘定)	93	91	2	1	11	30	3	
介護保険特別会計	1,114	1,091	23	23	172	—	—	
後期高齢者医療特別会計	178	176	2	2	62	—	—	
老人保健特別会計	42	40	2	3	—	—	—	
特別養護老人ホームいわびつ庄運営事業特別会計	234	226	8	8	36	39	5	
水道事業会計	187	195	△ 8	147	31	1,242	63	法適用企業
国民宿舎事業会計	227	218	9	1	151	473	298	法適用企業
簡易水道特別会計	58	50	8	8	20	214	147	
下水道事業特別会計	597	582	15	10	208	3,488	2,801	
公営企業会計等 計				299		5,486	3,317	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金余額／不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づきものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

5. 純損益(形式収支)は総収益(歳入)から総費用(歳出)を差し引いたものであり、端数処理の関係で資金余額／不足額(実質収支)と一致しない項目がある。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金余額／不 足額(実質収支)	格會計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
吾妻東部衛生施設組合	804	768	36	36	—	1,042	238	
吾妻広域町村簡易清整備組合(一般会計)	1,520	1,459	61	61	6	1,095	105	
吾妻広域町村簡易清整備組合(農業共済)	365	363	2	84	86	—	—	法適用企業
吾妻広域町村簡易清整備組合(病院事業)	953	951	2	728	—	—	—	法適用企業
群馬県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,789	1,761	28	28	—	—	—	
群馬県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	184,997	179,871	5,126	5,126	2,850	—	—	
群馬県市町村総合事務組合	9,253	8,746	507	506	1,400	—	—	
群馬県市町村会館管理組合	243	211	32	32	—	—	—	
烏帽子山植林組合	2	2	0	0	—	—	—	
一部事務組合等 計				6,601		2,137	343	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
岩船ふれあい公社	0	△ 30	5	—	—	—	—	—	
東吾妻町土地開発公社	0	12	5	—	—	—	—	30	8
地方公社・第三セクター等 計			10	—	—	—	—	30	8

(注) 1. 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

2. 「地方公社・第三セクター等計」は、公社・第三セクター毎に端数処理を行っているため、総計と一致しない場合がある。

5. 充當可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	580	785	205
減債基金	28	—	皆減
その他充当可能基金	1,520	1,685	165
充当可能基金計	2,128	2,471	343

(注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

2. 「充当可能基金計」は、基金区分毎に端数処理を行っているため、総計と一致しない場合がある。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.08	9.51	3.43	△ 14.76	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	12.57	15.07	2.50	△ 19.76	△ 40.00	国民宿舎事業会計	△ 5.1	—	—
実質公債費比率	18.5	17.8	△ 0.7	25.0	35.0	簡易水道特別会計	—	—	—
将来負担比率	174.1	155.5	△ 18.6	350.0		下水道事業特別会計	—	—	—
財政力指数	0.47	0.46	△ 0.01						
経常収支比率	94.3	89.9	△ 4.4						

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。

2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合は便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。